

公募型プロポーザル質問書に対する回答

令和6年5月29日

このことについて、次のとおり回答します。

担当部署 市民生活部 人権施策推進課

件 名 第2次安来市消費者教育推進計画策定業務委託

Q：企画書のプレゼンテーションにはパワーポイントを使用できますか。使用できる場合、プロジェクター、P Cは提案者で準備したほうがよいでしょうか。

A：ご質問の通りです。機器類は提案者で準備をお願いします。

Q：プロジェクター及びP Cの設営は、プレゼンテーション時間内に含まれますか。

A：含んでおりません。5～10分程度時間を設ける予定です。

Q：本業務と同種業務の実績及び成果物について、実績を示すものとして業務期間、発注者、業務概要を示す書面があればよいでしょうか。実績業務の契約書の添付は必要でしょうか。

A：ご質問の通りですが、契約書の添付までは必要としておりません。